



ごみ集積場所の横に山積みとなった不法投棄



ごみ集積場所に置かれた、排出禁止のテレビ

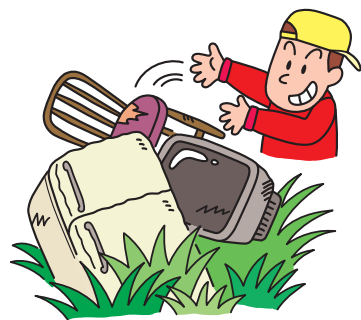


海岸に不法投棄された冷蔵庫

今後、**悪質な不法投棄場所**には**監視カメラ**等を設置し、**不法投棄行為者及び車両の情報**など、**警察と連携**しながら**情報の共有化**をすすめ、**必要な措置**に取り組みます。

1 環境犯罪とは

ごみの不法投棄および不法焼却など、身近な環境を害する行為を禁止する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの法律に違反する行為は、『環境犯罪』と呼ばれています。



2 廃棄物とは

廃棄物処理法の適用される廃棄物とは、ごみや汚泥、廃油、ふん尿その他の汚物等で固形状又は液状のすべてのものをいい、気体状のものや放射性廃棄物等は除かれています。(廃棄物処理法第2条第1項)



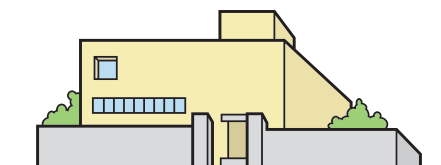
3 一般廃棄物とは

廃棄物処理法は、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に区分しており、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。一般廃棄物については処理主体が原則として市町村の清掃事業に位置付けられるため、町ではそれぞれの廃棄物の適正な処理の確保に努めています。(廃棄物処理法第2条第2項・第4条第1項)



4 産業廃棄物とは

廃棄物処理法は、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物とに大きく区分し、産業廃棄物とは、廃プラスチック、コンクリートくず、ゴムくず、金属くずなど事業活動に伴って生じた廃棄物をいいます。



5 処罰とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物の不法投棄は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこれを併科され、法人等に対して3億円以下の罰金に処せられるという罰則が定められています。また、知事や市町村長の許可を受けずに廃棄物を収集運搬したり、処分場を営んだりした場合も、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこれを併科されま



不用になった家電製品などの粗大ごみは無許可回収業者へ渡さないで下さい。

軽トラックなどで町内を巡回し、
不用品を回収する無許可業者



電話で連絡または、直接訪問し
不用品を回収する無許可業者



無許可業者は、「無料回収」、「買取りします。」などと呼びかけ、荷物を積み込んだ後に高額請求したり、回収した家電製品から必要な部品だけを取り除き、残りは**不法投棄**することがあります。

廃棄物をみだりに投棄すると、法律により罰せられます。

また、不法又は無許可業者に廃棄物を引き渡したり処分を依頼し、その業者が不正処理・不法投棄をした場合は、引き渡した依頼主も不法投棄ほう助など排出者として罰則の対象となります。

環境犯罪の通報、相談は？

- テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・消火器などのごみが、道路端に大量に捨てられている。
- 許可又は届出されていないところに、木屑やコンクリート破片等の建設廃材を積載したダンプが頻繁に出入りしている。
- 建設会社が自社敷地内に穴を掘り廃材を埋めていたり、燃やしていた。

など、これらの行為は違反になる可能性があります。これらの行為を見たり、聞いたり、これらの行為で困っている場合は、松前町役場、不法投棄110番、中予地方局に通報、相談してください。

